HOKKAIDO LOVE！割事業支援金交付実施要綱

（●●観光協会）

（趣旨）

第１条　●●観光協会は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、道内宿泊旅行商品を提供する宿泊事業者に対し、北海道（以下、「道」という。）からHOKKAIDO LOVE！割事業を委託された事務局（以下、「事務局」という。）が交付するHOKKAIDO LOVE！割事業の支援金を活用し、予算の範囲内において支援金を交付することとし、その実施については、本要綱の定めるものとする。

（定義）

第２条　次の各号の用語について、定義する。

(1)　観光協会等　道内にある観光協会又はDMOをいう。

(2)　宿泊事業者　道内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」または第６項「店舗型性風俗特殊営業」を営む者を除く。

ア　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第２条第２項の規定による「旅館・ホテル営業」を営む者

イ　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第２条第３項の規定による「簡易宿所営業」を営む者

ウ　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

(3)　旅行会社・ＯＴＡ等

法令等に基づき、次の登録等を受けた旅行会社・ＯＴＡ等（Online Travel Agent）

ア　第１種旅行業、第２種旅行業、第３種旅行業、地域限定旅行業

イ　旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業

ウ　住宅宿泊仲介業（旅行サービス手配業を除く）

（参加事業者）

第３条　支援金の交付対象となる事業者（以下、「参加事業者」という。）は、宿泊旅行商品を販売し、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1)　観光協会等にHOKKAIDO LOVE！割事業参加申込書（様式第１号）を提出し、その許可を得た者。

(2)　 HOKKAIDO LOVE！割事業の対象事業者として、交付決定を受けている旅行会社・ＯＴＡ等との間で宿泊商品に係る契約をしていない者、又は当該契約をしているが、HOKKAIDO LOVE！割事業の対象となる宿泊旅行商品の取扱いがない者。

(3)　支援事業の対象として適当と認められる者。

（参加事業者の遵守事項）

第４条　参加事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　道が定めた「新北海道スタイル」の取組及び「HOKKAIDO LOVE！割における取組（別表２）」を実施する。また、十分な感染症対策を行い、業界団体が作成する各業種のガイドラインを遵守すること。なお、対策が不十分と認められた場合は、参加事業者としての決定を取り消すこととする。

(2)　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3)　前号イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(4)　当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。

 (5)　本要綱第５条第６項第１号から第３号までに該当する場合のキャンセル料を商品の購入者には求めないこと。

(6)　事業の実施にあたって、道または事務局の決定に従わない場合は、対象事業者として　の決定を取り消すこととする。

（支援金の要件）

第５条　参加事業者が受ける支援金の対象となる商品は、対象期間に応じて、各号のとおりであり、割引額を支援金として●●観光協会が支援する。ただし、道内でサービスを提供する各施設等については、道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組を実施しているもの（「新北海道スタイル」安心宣言を掲げている施設（一時的な休憩施設を除く））に限る。

(1) 令和４年１０月１１日から令和４年１２月２７日までの利用分。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 割引率 | 割引上限額 | 地域応援クーポン |
| 宿泊旅行商品 | 一律40％ | １人(人泊)あたり5,000円 | 平日：一律3,000円休日：一律1,000円 |

(2) 令和５年１月１０日から令和５年３月３１日までの利用分。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 割引率 | 割引上限額 | 地域応援クーポン |
| 宿泊旅行商品 | 一律20％ | １人(人泊)あたり3,000円 | 平日：一律2,000円休日：一律1,000円 |

※　地域応援クーポンについては詳細を別途実施要領に規定する。

２　支援金の対象となる期間は、HOKKAIDO LOVE！割事業支援金交付要綱第７条の規定する
交付決定日から予約・販売されたもののうち、令和４年１０月１１日から令和４年１２月２７日までの利用分（宿泊については令和４年１２月２８日チェックアウト分まで。）及び令和５年１月１０日から令和５年３月３１日までの利用分（宿泊については令和５年４月１日チェックアウト分まで）とする。

３　利用対象者は、全都道府県民とし、感染症に係るワクチンの接種者又は対象検査の結果が陰性だった者による利用に限る。なお、必要となるワクチンの接種回数は、３回（ただし、道民の場合、令和４年１１月３０日利用分までは２回）とする。

４　支援金の対象となる商品の購入回数に制限は無いが、宿泊を伴う商品の１旅行当たりの泊数の上限は、７泊までとする。

５　支援金の対象となる商品の販売に際しては、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格を明記すること。

６　本要綱第５条第１項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

(1) 次の条件に該当する地域を目的地とする利用及び当該地域の住民による利用

ア　道が緊急事態宣言措置の対象となった場合（措置区域を含む圏域（別表１））

イ　道がまん延防止等重点措置の対象となった場合（措置区域を含む圏域）

ウ　道内の感染状況が相当程度悪化しているとして、国が停止を判断した場合（国が停止を判断した地域）

(2)　次の条件に該当する地域の住民による利用

ア　都府県が緊急事態宣言措置の対象となった場合（措置区域）

イ　都府県がまん延防止等重点措置の対象となった場合（措置区域）

ウ　都府県の感染状況が相当程度悪化しているとして、国が停止を判断した場合（国が停止を判断した地域）

(3)　本項第１号又は第２号の他、知事が停止を判断した場合。

(4)　道が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの。（例：招待旅行、研修旅行など）

(5)　道が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの。

(6)　催行の実現性が低いと判断されるもの。

(7)　施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為

(8)　感染症対策に係る施設側の指示に利用者が従わない場合

(9)　その他、事務局が不適当と認めるもの

７　HOKKAIDO LOVE！割を適用する商品については、次の各号のいずれにも該当し、かつ本要綱第３条に規定する参加事業者が取り扱う商品に限る。

(1)　事業者、利用者ともに、「HOKKAIDO LOVE！割における取組（別表２）」を実施すること。

(2)　感染防止の観点によるチェックイン、チェックアウト、食事、入浴時等における混雑緩和の工夫等がされていること。

　（支援金の交付申請）

第６条　参加事業者は、次の書類を●●観光協会に提出するものとする。

(1)　 HOKKAIDO LOVE！割事業参加申込書（様式第１号）

(2)　誓約書（様式第２号）

(3)　サービスに係る定価表等の書類（料金体系がわかるもの）

(4)　「新北海道スタイル安心宣言」の写し

（実績報告）

第７条　参加事業者は、月ごとの実績を取りまとめ、翌月10日（事務局から別の期日の指定があった場合は、それに従うこと）までに、次の書類を●●観光協会に提出しなければならない。

(1)　宿泊実績報告書（様式第３号）

(2)　支援金申請書（様式第４号）

（支援金の交付）

第８条　●●観光協会は、前条の規定による適正な書類を受理した日から、45日以内に参加事業者に支援金を指定口座に支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第９条　支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　本要綱及び道が定めるHOKKAIDO LOVE！割事業の規定に従うこと。

(2)　参加事業者は、HOKKAIDO LOVE！割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3)　参加事業者は、HOKKAIDO LOVE！割事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管しておくこと。

(4)　支援金の対象となる宿泊旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

（不正利用の防止について）

第10条　参加事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

（雑則）

第11条　本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和　年　　月　　日から施行する。

　附　則（令和　年　　月　　日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和　年　　月　　日から適用する。

【用語解説】

第５条第６項及び第７項

　〇利用者

　　HOKKAIDO LOVE！割事業を適用する商品を購入し、利用する方

第５条第１項の表中

○宿泊旅行商品

　道内宿泊施設（旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」若しくは「簡易宿所営業」に供される施設又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の届出住宅をいう。以下同じ。）に宿泊することを主目的とした商品

|  |
| --- |
| 別表１ |
| ■圏域区分について |
| 　 | 圏域区分 | 対象エリア |
| 　 | 札幌市 | 札幌市内 |
| 　 | 道央１ | 石狩管内（札幌市を除く）、空知管内 |
| 　 | 道央２ | 後志管内、胆振管内、日高管内 |
| 　 | 道南 | 渡島管内、檜山管内 |
| 　 | 道北 | 上川管内、留萌管内、宗谷管内 |
| 　 | 道東 | オホーツク管内、十勝管内、釧路管内、根室管内 |

